

岐阜県環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成23年法律第67号。以下、「法」という。）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。）及び「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に基づく、自然体験活動の場やその他多数の者を対象にするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下、「体験の機会の場」という。）に関して必要な事項を定める。

(申請者)

第2条 体験の機会の場の認定を申請できる者は、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（個人、民間団体等に限る。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、認定の申請をすることができない。

- (1) 第9条の規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- (2) 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(認定の申請)

第3条 体験の機会の場の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 体験の機会の場の名称及び所在地
- (3) 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
- (4) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲
- (5) 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。

なお、公的機関が発行する証明書を添付する場合は、申請日前6月以内に発行されたものに限る。

- (1) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- (2) 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請者が第2条第2項各号に該当しないことを説明した書面（別記1）
- (4) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類（別記2）
- (5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（別記3）及び収支予算書（別記

4)

- (6) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図る為の措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した以下の書類
- ア 参加者及び実施者の安全確保のための対応マニュアル（天候急変時の対応、傷害保険等の加入、事故時の応急措置体制、その他安全確保のための必要な事項の記載を含む）
 - イ 火災・震災等の避難訓練マニュアル
 - ウ 認定の申請に係る建築物の消火器の設置、非常照明器具等の消防法に基づく設備が把握できる書面
 - エ 体験の機会の場合とその周辺との区分、危険箇所の表示や周囲の柵設置等による安全管理の実施を示した書面
 - オ 警備を委託している場合にあつては、警備会社との契約書の写し
 - カ 直近過去1年間の固定資産税の納税証明書（該当する場合のみ）
- (7) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類（別記5）
- また、有資格者がいる場合にあつては、その資格証明書の写し
- (8) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
- (9) 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (10) 認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書（別記6）
- (11) その他、知事が必要と認める書類

（認定）

第4条 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ県教育委員会に協議しなければならない。

2 知事は、前項の協議を踏まえて申請内容が次の各号に適合すると認められるときは、体験の機会の場合として認定し、別紙1により遅滞なく申請者に通知するものとする。なお、認定にあたって、知事は現地確認及びヒアリングを行うことができる。

- (1) 法及び基本方針等に照らして適切なものであること。
- (2) 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
- (3) 適切な計画が定められていること。
- (4) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
- (5) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- (6) 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
- (7) 認定の申請に係る体験の機会の場合で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。

(8) 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

3 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が前項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合は、その理由を示して、別紙2により遅滞なく申請者に通知するものとする。

(有効期間)

第5条 知事は、認定の有効期間を、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において定めるものとする。

(変更及び廃止等)

第6条 認定を受けた者は、申請事項に変更があったときは様式第2、体験の機会の場の提供を行わなくなったときは様式第3により事実の発生日から30日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(報告、助言等)

第7条 認定を受けた者は、事業年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。ただし、当該事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施状況及び収支決算の報告が困難であるときは、当該事業終了後30日以内に報告するものとする。

(1) 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況

(2) 前号の事業に係る収支決算

2 知事は、認定を受けた者に対し、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(更新の申請)

第8条 第5条の有効期間の更新を受けようとする者は、様式第4による申請書に第3条第2項の書類を添えて有効期間満了日の30日前までに知事に提出しなければならない。

なお、更新の認定期間は、有効期間の満了する日の翌日から起算して5年を超えることができない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第4条に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定を受けた者が、第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 認定を受けた者が第7条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 認定を受けた者が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を示して、別紙3により遅滞なく当該認定を取り消した者に通知するものとする。

(所在地による認定事務の取扱)

第10条 体験の機会の場合として提供される土地又は建物の全部が、岐阜市に所在する場合の認定に関する事務については、岐阜市長が行う。

なお、体験の機会の場合として提供される土地又は建物の一部が、岐阜市に所在する場合の認定に関する事務については、知事が行う。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

体験の機会の場の認定申請書

※整理番号

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2（第6条関係）

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 氏名

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の名義		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 「体験の機会の名義」には、変更前の名称を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3 (第6条関係)

認定体験の機会の場合廃止届出書	
整理番号	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
氏名	
届出者	
住所	
認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。	
体験の機会の場合の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

- 1 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第7条関係）

年度事業実績報告書

整理番号

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定により、次のとおり報告します。

実施の内容	
実施の目的	
実施の期間	
実施の回数	
参加に要する費用	
参加者数	
参加者又は実施者の生命または身体について被害が発生した事故の有無	(有 ・ 無) ※有の場合、その内容及び再発を防止するために講じた措置 []
収支決算	

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 5 (第 8 条関係)

認定体験の機会の場合更新申請書

整理番号

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場合の名称及び所在地	
体験の機会の場合で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場合で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場合を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記1（第3条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名
申請者
住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定による申請に際し、下記について相違ありません。

記

申請者（私、当団体、当社等と記載する）は、岐阜県環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の際の認定に関する事務処理要綱第2条第2項各号に規定する欠格条項には該当していません。

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記2（第3条関係） 直近の3事業年度の事業実績報告書

		年度		年度			年度		
のべ参加者数									
	○人								
事業の対象者	どのような者を対象とした事業か記述する。(例えば「18歳以上」)								
プログラムについて	プログラムの内容 ((注)プログラムごとに記載する。)	時間数	参加者数	プログラムの内容 ((注)プログラムごとに記載する。)	時間数	参加者数	プログラムの内容 ((注)プログラムごとに記載する。)	時間数	参加者数
	「プログラムのタイトル」 実習内容・参加費・従事者数・収支等について記載する。	記入例	○○ ○○						

備考 既存の書類がある場合は、その提出に代えることができる。

事業名	事業内容	定員 (人)	参加費用 (円)	備考
「プログラムの名称・ タイトル」	プログラム内容 実施場所及び日時 対象者及び募集人数 従事者数			

備考

既存の書類がある場合は、その提出に代えることができる。

別記4（第3条関係）

〇〇年度収支予算書

収 入（※1）		支 出（※2）	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
〇〇〇費	〇〇〇円		
合計A		合計B	

A > B の場合の剰余金の使途について（※3）	
--------------------------	--

備考

- ※1 参加費、助成金等を記載する。また、実施事業者の自己負担があれば、それについても記載する。
- ※2 講師謝金、教材開発、場所代、人件費、事務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- ※3 参加費、助成金等による収入が、総支出を上回る場合、その差額の使途について記載する。
- ※4 既存の書類がある場合は、その提出に替えることができる。

（ 年度）

◎実施体制

項目	人数
常勤	名
非常勤	名

◎指導者の体制

	氏名	略歴 (保有している資格等)	従事している年数
1			
2			
3			
4			
5			

備考

- ※専門スタッフの知識及び経験、指導実績、略歴等を記入してください。
- また、有資格者にあつては、その資格証明書の写しを添付してください。

別記6（第3条関係）

認定の申請に係る体験の機会の場合において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書

私は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条に規定する体験の機会の場合において環境保全意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

年 月 日

岐阜県知事 様

氏名
同意者
住所
印

備考

- 1 同意者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。

体験の機会に関する認定通知書

年 月 日

申請者

（氏名又は名称・代表者）様

岐阜県知事 ○○ ○○ 印

年 月 日付で、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項に基づき申請のあった体験の機会については、下記のとおり認定します。

記

1. 体験の機会の名義

2. 体験の機会の所在地

3. 認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

体験の機会に関する不認定通知書

年 月 日

申請者

(氏名又は名称・代表者) 様

岐阜県知事 ○○ ○○ 印

年 月 日付で、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項に基づき申請のあった体験の機会については、同第 20 条第 7 項の規定に基づき、下記の理由により不認定となりましたので通知します。

記

1. 体験の機会の名義
2. 体験の機会のある地
3. 不認定とした理由

体験の機会に関する認定取消通知書

年 月 日

申請者

（氏名又は名称・代表者）様

岐阜県知事 ○○ ○○ 印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第2項の規定により、下記のとおり認定を取り消したことを通知します。

記

1. 体験の機会の名の名称
2. 体験の機会の名の所在地
3. 認定を取り消す理由